

佐賀県公安委員会告示第二号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定（平成二十一年佐賀県公安委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月五日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

一の表中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に、「第五条の二第三号」を「第八条第三号」に、「第五条第一項第三号及び第四号」を「第五条第一項第四号及び第五号」に改める。